(証券コード　3679)
2021年６月11日

株主各位

東京都港区虎ノ門三丁目４番８号
株式会社じげん
代表取締役
社長執行役員 CEO 平尾　丈

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席頂けない株主様との公平性等を勘案し、配布しないこととさせて頂いております。

敬　具

【ご来場自粛検討のお願い】

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年同様、簡素化した形式で開催させて頂きます。十分な席数をご用意できない可能性もございますので、極力書面等による事前の議決権行使を頂き、ご来場をお控え頂けるようご検討願います。

記

1. 日　　時　2021年６月28日（月曜日）午後２時

2. 場　　所　東京都港区東新橋１－１－19　ヤクルト本社ビル
ニッショーホール・会議室
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないよう注意ください。

3. 目 的 事 項

（報告事項）　第15期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

（決議事項）

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2021年６月25日（金曜日）午後７時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年６月25日（金曜日）午後７時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. 招集にあたっての決定事項

(1) 当社は、以下の①～⑬の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://zigexn.co.jp/ir/）に掲載しております。法令及び当社定款第16条の定めに基づき、本招集ご通知及び添付書類には、当該事項は記載しておりません。

① 事業報告「主要な事業内容」

② 事業報告「主要な営業所及び工場並びに使用人の状況」

③ 事業報告「主要な借入先及び借入額」

④ 事業報告「財産及び損益の状況」

⑤ 事業報告「株式に関する事項」

⑥ 事業報告「新株予約権に関する事項」

⑦　事業報告「社外役員に関する事項」

⑧　事業報告「会計監査人に関する事項」

⑨　事業報告「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」

⑩　事業報告「株式会社の支配に関する基本方針」

⑪　連結計算書類「連結注記表」

⑫　計算書類「株主資本等変動計算書」

⑬　計算書類「個別注記表」

従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(2) 株主総会参考書類及び事業報告、計算書類、連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させて頂きます。

(3) 書面による議決権行使の場合において、議案に対して賛否の表示がされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。

以　上

〜〜〜

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年６月25日（金曜日）午後７時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031（受付時間 9:00～21:00）

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部

［電話］0120（782）031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

当社は、取締役の職務責任をより明確にするため、株主の皆様に各年度ごとに取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を１年としており、本総会終結の時をもって、現任の取締役４名は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、以下の【取締役候補者選定の方針及びプロセス】に基づき、取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。なお、守安功氏及び薄葉康生氏は社外取締役候補者であります。

【取締役候補者選定の方針及びプロセス】

当社は、取締役会が知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立して構成されるよう配慮しつつ、性別及び年齢等を問わず、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて遺憾なく能力等を発揮できる者を、人格及び識見等を考慮のうえ、取締役候補者として選定しております。

その考え方に基づき、取締役会において候補者を決定しました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況 ※下線は、現在の重要な兼職を指します（以下同じ）。	所有する当社の株式数
1	ひらお　じょう 平尾　丈 （1982年11月25日） 再任	2005年４月　株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年10月　株式会社ドリコムジェネレーティッドメディア（現：当社）に出向 2007年３月　当社取締役 2008年１月　当社代表取締役社長 2014年10月　株式会社リジョブ取締役（現任） 2018年２月　株式会社アップルワールド取締役（現任） 2018年６月　当社代表取締役社長執行役員ＣＥＯ（現任） 2019年４月　株式会社三光アド取締役（現任） 2019年５月　株式会社ＢｉｚＭｏ取締役（現任）	5,054,000株

取締役在任年数	14年３カ月
2020年度における取締役会への出席状況	17回／17回（100%）

［取締役候補者とした理由］

平尾丈氏は、代表取締役として当社グループの成長に経営者として十分な実績を有しており、企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献しております。このことから、長期ビジョン実現の牽引者として必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

（注１）平尾丈氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

（注２）重要な兼職は、いずれも当社子会社の取締役であります。

（注３）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	あまの　たかのり 天野　孝則 （1979年7月25日） 新任	2002年４月　株式会社リクルートスタッフィング入社 2016年７月　当社入社 2016年７月　株式会社ブレイン・ラボ出向 2017年10月　同社取締役（現任） 2017年10月　同社代表取締役 2019年６月　当社経営推進部部長（現任） 2020年６月　当社執行役員（現任） 2020年６月　株式会社リジョブ取締役（現任） 2020年９月　ＰＣＨホールディングス株式会社（現：株式会社ミラクス）代表取締役 2020年９月　ＨＩＴＯＷＡキャリアサポート株式会社（現：株式会社ミラクス）代表取締役（現任）	０株

［取締役候補者とした理由］

天野孝則氏は、2016年入社後、当社の経営推進部部長及び執行役員として、また、当社子会社の代表取締役として、当社グループの発展に貢献して参りました。このことから、当社グループが持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適切な人材と判断し、取締役として新たに選任をお願いするものであります。

（注１）天野孝則氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

（注２）重要な兼職は、いずれも当社子会社の代表取締役又は取締役であります。

（注３）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	はたの　さちこ 波多野　佐知子 （1983年４月14日） 新任	2006年12月　あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入社 2010年10月　公認会計士登録 2011年６月　ライフネット生命保険株式会社入社 2018年２月　当社入社 2018年10月　当社経営管理部部長（現任） 2020年６月　当社執行役員（現任） 2020年６月　株式会社三光アド取締役（現任） 2020年６月　株式会社ブレイン・ラボ取締役（現任） 2020年９月　ＨＩＴＯＷＡキャリアサポート株式会社（現：株式会社ミラクス）取締役（現任）	０株

［取締役候補者とした理由］

波多野佐知子氏は、2018年入社後、当社の経営管理部部長及び執行役員として、また、当社子会社の取締役として、当社グループの発展に貢献して参りました。

このことから、当社グループが持続的な企業価値向上を目指すに当たり、適切な人材と判断し、取締役として新たに選任をお願いするものであります。

（注１）波多野佐知子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

（注２）重要な兼職は、いずれも当社子会社の取締役であります。

（注３）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	もりやす　いさお 守安　功 （1973年９月21日） 新任 社外 独立役員	1998年４月　日本オラクル株式会社入社 1999年11月　株式会社ディー・エヌ・エー入社 2006年６月　同社取締役モバイル事業部長兼Webコマース事業部管掌 2009年４月　同社取締役兼執行役員最高執行責任者(COO) 2011年６月　同社代表取締役社長兼執行役員ソーシャルメディア事業本部長 2013年４月　同社代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者(CEO) 2016年７月　株式会社ＰＦＤｅＮＡ代表取締役社長 2021年４月　同社取締役（現任） ※2021年６月開催予定の同社株主総会終結の時をもって退任予定	0株

［社外取締役候補者とした理由］

守安功氏は、株式会社ディー・エヌ・エーにおいて、事業本部長、COO、CEO等の立場で中核事業の立ち上げ及び発展を担い、戦略立案・遂行の中心として、事業を牽引・推進し続けて参りました。同氏の豊富な経営及び実務経験に基づき、当社においても、中立かつ客観的観点から経営上有用な助言等を得られるものと期待しております。

また、監督的立場である社外役員の職務にも適任であると判断し、このことから、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行って頂くため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注１）守安功氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

（注２）当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、守安功氏が取締役として選任されましたら、以下の内容の責任限定契約を締結する予定です。

・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする。

・同氏が社外取締役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。

（注３）守安功氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト（https://zigexn.co.jp/ir/）等に掲載されております。

（注４）当社は、取締役候補者守安功氏が取締役として選任されましたら、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出いたします。

（注５）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

（注６）守安功氏が株式会社ディー・エヌ・エーの代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者(CEO)として在任中に、キュレーションプラットフォームサービスに関わる問題が発覚し、2016年12月

から同社が設置した第三者委員会による調査が行われ、同事業における法令違反の可能性等が認定されました。その後、調査報告書の提言を受け、同氏はコーポレートガバナンス及び内部統制体制の見直しを行い、再発防止に向けた適切な措置を講ずる等、その職責を果たし、同社の信頼回復に努めました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
5	薄葉（うすば） 康生（やすお） （1963年４月７日） 新任 社外 独立役員	1987年４月 2002年８月 2006年４月 2008年９月 2011年10月 2021年２月 2021年３月	株式会社リクルート入社 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 ＧＥコンシューマー・ファイナンス株式会社（現：新生フィナンシャル株式会社）入社 株式会社リクルート入社 グーグル合同会社入社 チャネルセールス事業本部長 ＬｏｃａｔｉｏｎＭｉｎｄ株式会社入社 ＬｏｃａｔｉｏｎＭｉｎｄ株式会社取締役ＣＯＯ（現任）	０株

［社外取締役候補者とした理由］

薄葉康生氏は、経営戦略、マーケティング及びセールスに関する豊富な実務経験を有しており、当社においても、中立かつ客観的観点から、経営上有益な助言等を得られるものと期待しております。

また、監督的立場である社外役員の職務に適任であると判断し、このことから、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行って頂くため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注１）薄葉康生氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

（注２）当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、薄葉康生氏が取締役として選任されましたら、以下の内容の責任限定契約を締結する予定です。

・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする。

・同氏が社外取締役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。

（注３）薄葉康生氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト（https://zigexn.co.jp/ir/）等に掲載されております。

（注４）当社は、取締役候補者薄葉康生氏が取締役として選任されましたら、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出いたします。

（注５）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、次の監査役３名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、全員社外監査役の候補者であり、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

【監査役候補者選定の方針及びプロセス】

当社は、企業経営における監査並びに監査役の機能の重要性を踏まえ、性別及び年齢等を問わず、企業実務の豊富な経験、又は公認会計士、弁護士、監督行政の経験者等の高い専門性を有する人材を、それぞれの知識・経験のバランスに配慮の上、監査役候補者として選定しております。

その考え方に基づき、株主総会への選任議案提出に関する監査役会の同意を得て、取締役会において監査役候補者を決定しました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況 ※下線は、現在の重要な兼職を指します（以下同じ）。	所有する当社の株式数
1	おのうえ　しょうじ 尾上　正二 （1946年１月25日） 再任 社外 独立役員	1963年４月　三井金属鉱業株式会社入社 1999年４月　同社関連事業本部関連事業部副事業部長兼財務部副部長 2001年６月　同社執行役員 2006年６月　同社常勤監査役 2009年６月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社常勤社外監査役 2013年３月　当社常勤社外監査役（現任） 2014年９月　株式会社ブレイン・ラボ監査役（現任） 2014年10月　株式会社リジョブ監査役（現任） 2015年６月　株式会社にじげん監査役（現任） 2017年２月　株式会社三光アド監査役(現任) 2018年２月　株式会社アップルワールド監査役（現任） 2019年５月　株式会社ＢｉｚＭｏ監査役（現任） 2020年９月　ＨＩＴＯＷＡキャリアサポート株式会社（現：株式会社ミラクス）監査役（現任）	０株

監査役在任年数	８年３カ月
2020年度における取締役会への出席状況	17回／17回（100%）
2020年度における監査役会への出席状況	15回／15回（100%）

［社外監査役候補者とした理由］

尾上正二氏は、企業活動により培われた豊富な経験及び見識に加え、他社監査役を通して得た監査役としての豊富な経験及び識見を有しており、当社取締役会及びその他重要な会議に出席し、当社グループの経営全般に対する適法性監査・妥当性監査の観点から積極的な発言等を行なうと共に、常勤監査役として日々社内情報の収集に積極的に務め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視しております。

このことから、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行って頂くため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注１）尾上正二氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

（注２）当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、尾上正二氏と、以下の内容の責任限定契約を締結しております。

・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする。

・同氏が社外監査役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。

（注３）尾上正二氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト（https://zigexn.co.jp/ir/）等に掲載されております。

（注４）当社は、監査役候補者尾上正二氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

（注５）重要な兼職は、いずれも当社子会社の監査役であります。

（注６）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
２	みやざき　たかし 宮崎　隆 （1979年１月26日） 再任 社外	2002年10月　弁護士登録 2002年10月　長島・大野・常松法律事務所入所 2014年１月　同事務所パートナー（現任） 2016年６月　当社社外監査役（現任）	０株

監査役在任年数	５年
2020年度における取締役会への出席状況	17回／17回（100%）
2020年度における監査役会への出席状況	15回／15回（100%）

［社外監査役候補者とした理由］
宮崎隆氏は、弁護士としてM&A関連取引等の企業法務の豊富な経験を所有し、法務全般における専門的な知見でもって、当社において中立かつ客観的観点から、当社グループのコンプライアンスに関する有用な発言等を行っており、かつ取締役の職務の執行の監督者として適任であると判断しております。
このことから、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行って頂くため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注１）宮崎隆氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
（注２）当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、宮崎隆氏と、以下の内容の責任限定契約を締結しております。
・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする。
・同氏が社外監査役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。
（注３）宮崎隆氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト（https://zigexn.co.jp/ir/）等に掲載されております。
（注４）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	わだ　けんご 和田　健吾 （1977年10月28日） 再任 社外 独立役員	2000年10月　朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入所 2004年４月　公認会計士登録 2006年２月　ＧＣＡ株式会社入社 2015年２月　株式会社エイ・アイ・パートナーズ設立　代表取締役（現任） 2016年６月　税理士登録 2016年６月　エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所設立　代表（現任） 2017年６月　当社社外監査役（現任） 2017年７月　アルー株式会社社外監査役（現任）	０株

監査役在任年数	４年
2020年度における取締役会への出席状況	17回／17回（100%）
2020年度における監査役会への出席状況	15回／15回（100%）

［社外監査役候補者とした理由］

和田健吾氏は、公認会計士として、M&A関連における価値評価、デューディリジェンス業務等の豊富な経験を所有すると共に、会計に関する専門的な知識を有しております。当社において中立かつ客観的観点から、会計に関する有用な発言を頂くことが期待でき、かつこれまで培われた経験・識見を基に、当社グループにおける適正な監査活動に生かして頂けると判断しております。

このことから、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行って頂くため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注１）和田健吾氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

（注２）当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、和田健吾氏と以下の内容の責任限定契約を締結しております。

・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする。

・同氏が社外監査役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。

（注３）和田健吾氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト（https://zigexn.co.jp/ir/）等に掲載されております。

（注４）当社は、監査役候補者和田健吾氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

（注５）当社は、2021年４月１日～2022年４月１日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う経済活動の制限など、マクロ環境の急速な変化を受け、極めて厳しい状況が継続いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループは引き続き、既存事業の展開領域及び展開地域の拡張と新規事業の創出並びにビジネスモデルの多様化に努めて参りました。また、主に中小規模の法人顧客の商流に組み込まれ、安定的な業績貢献が見込まれる「積み上げ型収益」の拡充を、優先的に取り組むべき重要な経営課題と認識して注力しております。

当社グループの事業は、ライフメディアプラットフォーム事業とその他事業で構成されております。

ライフメディアプラットフォーム事業における注力分野である『人材領域』、『不動産領域』、『生活領域』の状況は以下のとおりです。

ａ．人材領域

人材領域は、『アルバイトEX』等の求人に関連するアグリゲーションメディアや主に個人ユーザー向けのフランチャイズ比較サイトである『フランチャイズ比較.net』、株式会社リジョブ(美容、リラクゼーション、介護等の領域に特化した求人情報を提供する媒体『リジョブ』を運営)、株式会社三光アド(東海地方に特化した求人情報を提供する媒体『求人情報ビズ』等を運営)、株式会社ブレイン・ラボ(人材紹介会社、人材派遣会社向けの業務システム『キャリアプラス』、『マッチングッド』を運営)、株式会社ミラクス(介護・保育分野における人材紹介・派遣事業『ミラクス介護』、『ミラクス保育』等を運営)から構成されております。

当領域に係る外部環境に関して、2020年４～５月の緊急事態宣言以降は、採用意欲の緩やかな復調が見られ、『リジョブ』においては、新規顧客の開拓、休会や解約を抑える施策等を通じて、顧客数は緩やかな回復を示しております。

一方で、株式会社三光アドに関しては、第２四半期連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症影響による紙メディアの市場規模縮小による収益性の低下が、当初想定した期間を超えて継続していたため、今後数年にかけてインターネットメディアからの収益拡大等により同社の収益性は緩やかに回復していくと仮定して見積もりを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を下回った

ことから、当該のれんの減損損失1,580百万円を計上しております。このような環境下において、元来展開していたリアル媒体からインターネット媒体へのシフトを推進しており、相対的に収益性の高いWeb商材の売上構成比率は拡大傾向であります。

当領域のユーザーサイドに関しては、求職者の動きは引き続き堅調に推移しております。

2020年９月30日には、ＨＩＴＯＷＡキャリアサポート株式会社(現：株式会社ミラクス)を連結子会社化しており、人材領域の中でも成長が見込まれる介護等の領域へ本格参入しております。

2020年12月15日には、主に個人ユーザー向けのフランチャイズ比較サイトである『フランチャイズ比較.net』を主力とする比較メディア事業を譲受しており、新領域へ参入しております。

当社グループでは、景気連動する求人広告市場において、景気に相関する掲載課金モデルと景気に相関しづらい成果報酬課金モデルを両有し、安定的に収益を生み出すことを志向しております。

ｂ．不動産領域

不動産領域は、『賃貸スモッカ』等の不動産に関連するアグリゲーションメディア及び特化型メディアとリフォーム会社比較サイト『リショップナビ』や外壁塗装会社比較サイト『プロヌリ』等から構成されております。

当領域に係る外部環境に関して、新型コロナウイルス感染症影響の長期化に伴い不動産仲介業者やリフォーム工事業者は、インターネットメディアへの広告効率重視の姿勢を強めている一方で、出稿需要に関しては、比較的堅調に推移しております。

『賃貸スモッカ』においては、中小不動産事業者等の新規顧客開拓やアプリ経由の集客施策によって、より安定性の高い売上収益の確保や集客チャネルの多様化を推進しております。今後も新規顧客の開拓や新規施策等を通じて、更なる業績拡大に努めて参ります。

『リショップナビ』に関して、クライアントサイドのリフォーム工事業者の出稿意欲は、引き続き堅調に推移しており、加えて、当社のマーケティングノウハウの注力等により、堅調な業績拡大を達成しております。今後に関しても積極的な事業投資等により、不動産領域の主力事業として更なる事業拡大を目指して参ります。

ｃ．生活領域

生活領域は、『中古車EX』、『TCV』等の自動車に関連するアグリゲーションメディア及び特化型メディアや家庭教師比較サイト『家庭教師比較くらべーる』、

結婚相談所比較サイト『結婚相談所比較ネット』等の比較メディア事業、株式会社アップルワールド(海外ホテル予約媒体『アップルワールド』等を運営)から構成されております。

自動車分野に関して、中古車輸出会社の出稿需要及びユーザーサイドの需要は、ともに緩やかな回復を見せているものの、一部においては競争環境の変化も見られております。

旅行分野において、海外への渡航需要は引き続き底這いで推移しており、国内需要に関しては、相対的には新型コロナウイルス感染症拡大の影響は緩やかであるものの、足元の感染症再拡大に伴い、2021年４月下旬から５月にかけて三度目の緊急事態宣言が発出されるなど、依然として外部環境は不透明な状況であります。

なお、第２四半期連結会計期間において、株式会社アップルワールドについて、新型コロナウイルス感染症影響による海外渡航需要の低迷等による収益性の低下が、当初想定した期間を超えて継続し、今後数年にかけて緩やかに回復していくと仮定して見積もりを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、のれん等に係る減損損失1,931百万円を計上しております。このような環境下のもと、同社は個人ユーザー向け航空券比較メディアである『TRAVELIST』を中心とした国内事業への経営資源の優先的配分や費用構造の見直し等を進めており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が相対的に軽微な国内需要の取り込みを優先的に注力しております。

その他事業においては、株式会社にじげんを中心に、コンシューマ課金サービス、事業化を検討している新規事業を営んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は12,564百万円（前年同期比4.8%減)、売上総利益は10,484百万円（前年同期比5.8%減)、営業損失は1,062百万円（前年同期は営業利益3,806百万円)、税引前当期損失は1,069百万円（前年同期は税引前当期利益3,800百万円)、親会社の所有者に帰属する当期損失は1,964百万円（前年同期は親会社の所有者に帰属する当期利益2,669百万円）となりました。

（２）資金調達等についての状況

①　資金調達

当社グループは、M&A及び自己株式の取得等のため、金融機関からの借入を実施しております。

②　設備投資

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は610百万円で、その主

なものは次のとおりであります。

社内利用ソフトウエア　　581百万円

③　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年９月30日をもって、ＨＩＴＯＷＡキャリアサポート株式会社（2021年１月１日付で株式会社ミラクスに商号変更）の持株会社であるＰＣＨホールディングス株式会社の発行済株式の全てを取得し、完全子会社といたしました。

（３）対処すべき課題

①　ライフメディアプラットフォーム事業の収益拡大

当社グループが取り組むライフメディアプラットフォーム事業は、ユーザーの利便性を向上するとともに、顧客企業へ効果的なマーケティング手法を提案することにより10年以上にわたり顧客・ユーザーの情報を蓄積して参りました。そして、データドリブンでユーザーの行動を促進する、高精度なマッチングテクノロジーを実現させ、多領域で事業を拡大させて参りました。また、M&Aにおいては、発掘・識別力、資金力及び豊富な経営資源を土台に、サービス・事業のCVRや集客チャネルの課題を特定し、マッチングテクノロジーによるマーケティング改善、結果として迅速な業績改善を実現させて参りました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う経済活動の制限により、人材領域や生活領域旅行分野の顧客においては広告出稿、システム利用の需要が減退し、当該事業において収益が減少しました。一方で、当社グループが営む事業において、堅調に市場拡大している領域も複数あり、DX需要の急速な向上とPMF（プロダクトマーケットフィット）を達成する企業・サービスの業績拡大が見られました。

今後は、多領域で展開するプラットフォーマーとしての強みを活かし、テールリスクを踏まえたマーケットにおける事業の選択と集中、強みの拡張及び顧客基盤の拡大により、当社グループ業績の最適化を図ります。

なお、2021年４月より、ライフメディアプラットフォーム事業の名称を、ライフサービスプラットフォーム事業に変更しております。

②　組織体制の強化

当社グループでは事業の拡大を達成するために、企画、エンジニアリング、デザイン、マーケティング、営業、及びコーポレートに関する主要な機能を社内に有することで、事業運営のノウハウを蓄積し、改善点の発見、仮説想定と検証、行動までの運営の高速化及びM&Aにおける迅速なPMIを行って参りました。今後の成長のためには、更なる組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

当社グループはライフメディアプラットフォーム事業の各サービスが収益基盤となっており、顧客ニーズに即応するサービスの利便性及び機能向上が収益拡大にあたって重要であると認識しています。そのためには、サービス機能を拡大・成長させることができる企画・マネジメント人材と、開発を迅速に行える技術者、並びに高い専門性を有するコーポレート人材の採用が重要と認識しております。また、顧客企業数の増加に伴いきめ細やかな対応を実施するために、営業担当者についても合わせて適時に採用を進めていく必要があります。

これらの課題に対処し、事業及びサービス運営におけるバリューチェーンの内製化をより強化するため、従業員からの紹介制度の充実やソーシャルメディアの利用、正社員以外の人材の活用等、採用方法の多様化を図り、事業規模や社内からの要望に応じた採用を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めて参ります

③　運営サービス及び自社の認知度向上

当社グループはこれまで、ユーザーの効率的な獲得を図るため、主にサービス構築やインターネット広告運用に係るノウハウを含むマッチングテクノロジーを有効活用して参りました。

一方で、既存のライフメディアプラットフォーム事業の更なる拡大のためには、独自性や便益の訴求による、顧客企業やユーザーへの自社サービスの認知度向上が必要であると考えております。

今後は、主力事業において外部・内部環境を踏まえて、顧客ニーズに即応するサービス機能の継続的な向上を進めるとともに、ブランディング・認知強化のための広告宣伝投資及び営業体制の強化を行うことにより、中長期的な収益拡大を目指します。

④　システムの安定性の確保

当社グループの主要事業であるライフメディアプラットフォーム事業におきましては、主にインターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、既存事業の拡大や新規事業の立ち上げ等に伴うアクセス数の増加を考慮したサーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散等が重要になります。

⑤　情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑥　メディアやデバイスの変化への対応

当社グループでは、今後の事業の拡大において、新たなメディアの出現、ユ

ーザーにおけるメディアの活用方法の変化、スマートフォンやタブレットに限らない新たな端末の普及によるインターネット市場のトレンドを常に把握し迅速に対応することが重要になってくると考えております。

そのため今後は、メディアの活用シーンの変化に伴い展開しているサービス上の各種機能の向上及び新たな機能の追加、新たなデバイスにおける専用のユーザーインターフェイスの作成やアプリコンテンツの作成等を実施することで、更なるユーザーの獲得を図っていく方針です。

⑦ 海外市場への展開

当社グループでは、日本市場で蓄積したノウハウを活用して海外市場での展開を図り、サービスの多国展開を達成することが、事業の一層の発展に貢献し得る要素であると考えています。海外関連事業の一環として、主にアフリカ地域を対象とした中古車輸出メディアを営むほか、開発拠点としてベトナムに子会社を有しております。

今後も、海外事業の立ち上げと拡大・成長の機会を検討して参ります。

⑧ SDGs・ESGへの対応

当社グループでは、株主、ユーザー、従業員、取引先、地域・社会及びそれらの先にある多様なステークホルダーを含めた価値共創に取り組み、長期的には社会的課題を解決する企業へと発展して参ります。

SDGs・ESG活動を推進するため、2021年４月よりサステナビリティ推進室を設置し、持続可能な社会の実現に向け、事業・組織・社会活動を推進して参ります。

当社グループの成長性、持続性及びステークホルダーの関心度合い等を勘案し、マテリアリティを選定し、DXによる社会・産業のアップデート、環境に配慮した事業活動、多様な人材の活躍や働き甲斐ある環境、地域社会の創生、ステークホルダーとの協働による持続的な発展、ガバナンスの強化や透明性確保、情報セキュリティやコンプライアンス強化等に取り組んで参ります。

（４）重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社リジョブ	100百万円	100%	ライフメディアプラットフォーム事業（インターネットメディアサービス等）
株式会社ミラクス	90百万円	100%	ライフメディアプラットフォーム事業（介護・保育分野等の人材派遣・紹介事業等）
株式会社三光アド	100百万円	100%	ライフメディアプラットフォーム事業（求人広告の企画・制作・発行及びインターネットメディアサービス等）

（５）剰余金の配当等の決定に関する方針

配当金額については、連結業績の動向、財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。当年度の期末配当金については、2021年５月14日開催の取締役会において、１株につき３円とすることを決定しました。

当社はこれまでライフメディアプラットフォーム事業の運営企業として「成長性」の向上を最優先の経営課題に設定し、M&Aを中心とする投資活動に積極的な姿勢を取って参りました。また、「安全性」の観点から、親会社所有者帰属持分比率40%以上、のれん対資本倍率 1.0 倍程度以下をあるべき財務水準と設定しています。結果として、2013年11月の東京証券取引所マザーズ市場への上場以来、約128億円を投じて19件のM&Aを実施し、高い成長率での業績拡大を達成しながら、財務基盤は健全な水準を確保しています。

今後も、上述の「成長性」、「安全性」に対する方針や財務水準に変更はございませんが、更なる株主価値の向上をはかるため、資本の「効率性」の観点も重要であると認識しており、当該年度の親会社の所有者に帰属する当期利益から戦略投資額(注１)と配当総額を除いた金額を、翌年度の自己株式取得枠とする株主還元の基本方針を設けております(注２)。ただし、ROEや株主資本コスト、バランスシートの状況等を総合的に鑑みて、自己株式取得の実施・不実施を柔軟に検討し、資本効率性の観点からも企業価値の向上ひいては株主価値の向上を図ってまいります。

(注１)戦略投資額とは、M&Aや資本提携といった、資産性の高い経営資源を獲得するために当社が拠出した投資額を指します。

(注２)2021年３月期の親会社の所有者に帰属する当期損失は20億円、戦略投資額は約15億円だったことから、株主還元に係る財務方針に則り、2022年３月期の自己株式取得枠は設けておりません。

（６）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
平　尾　　丈	代表取締役 社長執行役員 CEO	株式会社リジョブ取締役 株式会社アップルワールド取締役 株式会社三光アド取締役 株式会社ＢｉｚＭｏ取締役 ※いずれも当社子会社
須崎　和延	取締役 執行役員	株式会社にじげん代表取締役社長 株式会社アップルワールド代表取締役社長 株式会社ＴＣＶ取締役社長 ※いずれも当社子会社
寺田　修輔	取締役	株式会社ミダスキャピタル取締役パートナー 株式会社ＡＲＥＴＥＣＯ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ社外監査役 株式会社スペースマーケット社外取締役
須藤　実和	取締役	株式会社プラネットプラン代表取締役 公益財団法人日本バレーボール協会理事 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 株式会社アシックス社外取締役（監査等委員）
尾上　正二	常勤監査役	株式会社リジョブ監査役 株式会社三光アド監査役 株式会社ＢｉｚＭｏ監査役 株式会社アップルワールド監査役 株式会社にじげん監査役 株式会社ブレイン・ラボ監査役 株式会社ミラクス監査役 ※いずれも当社子会社
宮崎　　隆	監査役	長島・大野・常松法律事務所パートナー
和田　健吾	監査役	株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役 株式会社エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所代表 アルー株式会社社外監査役

（注１）　取締役須藤実和氏は、社外取締役であります。

（注２）　常勤監査役尾上正二氏、監査役宮崎隆氏及び監査役和田健吾氏は、社外監査役であります。

（注３）　常勤監査役尾上正二氏及び監査役和田健吾氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役尾上正二氏は、三井金属鉱業株式会社の財務部に在籍しており長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があります。

・監査役和田健吾氏は、公認会計士の資格を有しております。

（注４）　社外取締役である須藤実和氏、社外監査役である尾上正二氏、宮崎隆氏及び和田健吾氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、事業報告等のインターネット開示事項及び当社ウェブサイト（https://zigexn.co.jp/ir/）等に掲載されております。

（注５） 社外取締役である須藤実和氏、社外監査役である尾上正二氏及び和田健吾氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として届出し、受理されております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役須藤実和氏、監査役尾上正二氏、監査役宮崎隆氏及び監査役和田健吾氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、主に、①取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された法律上の損害賠償金及び争訟費用、並びに②個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害を会社が補償する場合等について、当該保険契約により補填することとしております。

当該マネジメントリスクプロテクション保険契約の被保険者は、①の場合、当社及び当社子会社の取締役及び監査役、②の場合、①の被保険者に加え、当社の執行役員、管理監督者及び一般従業員も含まれます。

なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（４）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2013年６月25日開催の第７期定時株主総会の決議に基づき、取締役に対する報酬の上限額は年額１億円と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

2018年６月28日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、監査役に対する報酬の上限額は年額５千万円と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

（５）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会決議に基づき、以下の通りとしております。

当社において、社外取締役を除く取締役は、他の従業員と同様に職責に応じた等級や職位を付与されています。社外取締役を除く取締役の報酬の決定方針に関しては、それらの等級や職位、業務への関与度合いに応じた報酬水準に加えて、取締役としての経営責任や当社の業績、及び景気動向等を総合的に判断したうえで、固定報酬を取締役会にて審議、決定するものとします。当該固定報酬案の決定は人事評価等を参考に代表取締役に一任されたうえで、固定報酬案に係る取締役会での審議は事前報告と決議のために２回にわたって行います。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしており、取締役としての経営責任や当社の業績、及び景気動向等を総合的に判断したうえで、取締役会にて審議、決議するものとします。

基本報酬は、月額の固定金銭報酬とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は設けておりません。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針の整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

（６）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	35 (3)	35 (3)	－	－	4 （1）
監査役 （うち社外監査役）	12 (12)	12 (12)	－	－	3 （3）

（注）上記報酬等の額のうち、社外役員４名（社外取締役１名、社外監査役３名）に支払った報酬等の総額は15百万円であります。

連結財政状態計算書

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	9,960	流動負債	4,271
現金及び現金同等物	7,420	借入金	637
営業債権及びその他の債権	1,976	営業債務及びその他の債務	841
その他の金融資産	1	その他の金融負債	1,189
その他の流動資産	563	未払法人所得税等	423
非流動資産	10,141	引当金	118
有形固定資産	101	リース負債	410
使用権資産	926	その他の流動負債	653
のれん	6,655	非流動負債	2,834
無形資産	1,251	借入金	2,132
その他の金融資産	444	引当金	157
繰延税金資産	763	リース負債	500
その他の非流動資産	1	繰延税金負債	13
		その他の非流動負債	32
		負債合計	7,105
		（資本の部）	
		親会社の所有者に帰属する持分	12,988
		資本金	2,552
		資本剰余金	2,538
		利益剰余金	9,281
		自己株式	△1,399
		その他の資本の構成要素	16
		非支配持分	8
		資本合計	12,997
資産合計	20,101	負債及び資本合計	20,101

（注）百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	12,564
売上原価	△2,081
売上総利益	10,484
販売費及び一般管理費	△7,661
その他の収益	131
その他の費用	△4,016
営業損失	△1,062
金融収益	0
金融費用	△7
税引前当期損失	△1,069
法人所得税費用	△889
当期損失	△1,958
当期損失の帰属	
親会社の所有者	△1,964
非支配持分	6

（注）百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計		
当期首残高	2,552	2,538	11,578	△401	△6	16,261	2	16,264
当期損失	―	―	△1,964	―	―	△1,964	6	△1,958
その他の包括利益	―	―	―	―	7	7	―	7
当期包括利益合計	―	―	△1,964	―	7	△1,957	6	△1,951
新株予約権の発行	―	―	―	―	16	16	―	16
配当金	―	―	△333	―	―	△333	―	△333
自己株式の取得	―	―	―	△998	―	△998	―	△998
その他	―	0	―	―	△0	△0	―	△0
所有者との取引額合計	―	0	△333	△998	16	△1,316	―	△1,316
当期末残高	2,552	2,538	9,281	△1,399	16	12,988	8	12,997

（注）百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,622	流動負債	1,495
現金及び預金	2,401	1年内返済予定の長期借入金	637
売掛金	698	1年内返済予定の関係会社長期借入金	300
前払費用	57	未払金	384
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	20	未払費用	33
その他	469	未払法人税等	28
貸倒引当金	△23	販売促進引当金	94
固定資産	10,431	その他	19
有形固定資産	44	固定負債	3,993
建物	24	長期借入金	2,032
工具、器具及び備品	19	関係会社長期借入金	1,900
無形固定資産	2,078	資産除去債務	62
のれん	1,497		
顧客関連資産	190	負債合計	5,489
ソフトウエア	388	（純資産の部）	
ソフトウエア仮勘定	4	株主資本	8,547
その他	0	資本金	2,526
投資その他の資産	8,309	資本剰余金	2,526
関係会社株式	7,179	資本準備金	2,126
関係会社出資金	19	その他資本剰余金	400
関係会社長期貸付金	560	利益剰余金	4,891
繰延税金資産	396	その他利益剰余金	4,891
その他	156	繰越利益剰余金	4,891
繰延資産	1	自己株式	△1,397
株式交付費	0	新株予約権	19
新株予約権発行費	1	純資産合計	8,566
資産合計	14,054	負債・純資産合計	14,054

（注）百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

（自2020年４月１日　至2021年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		4,435
売上原価		439
売上総利益		3,995
販売費及び一般管理費		3,492
営業利益		504
営業外収益		
受取利息	2	
受取賃貸料	3	
受取配当金	1,400	
業務受託料	92	
受取手数料	2	
その他	7	1,506
営業外費用		
支払利息	11	
株式交付費償却	1	
新株予約権発行費償却	1	
支払手数料	2	
その他	0	15
経常利益		1,995
特別利益		
新株予約権戻入益	1	
抱合せ株式消滅差益	109	110
特別損失		
固定資産除却損	14	
関係会社株式評価損	2,929	
減損損失	159	3,101
税引前当期純損失		△997
法人税、住民税及び事業税	71	
法人税等調整額	99	170
当期純損失		△1,167

（注）百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社じげん
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川　正行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川　譲二　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社じげんの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社じげん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社じげん
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川　正行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川　譲二　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社じげんの2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、インターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けるほか子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

③　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

④　財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は無い旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月25日

株式会社じげん　監査役会
常勤社外監査役　尾上　正二　㊞
社外監査役　宮崎　隆　㊞
社外監査役　和田　健吾　㊞

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第15期定時株主総会会場ご案内図

〒105-0021
東京都港区東新橋１－１－19　ヤクルト本社ビル
ニッショーホール・会議室

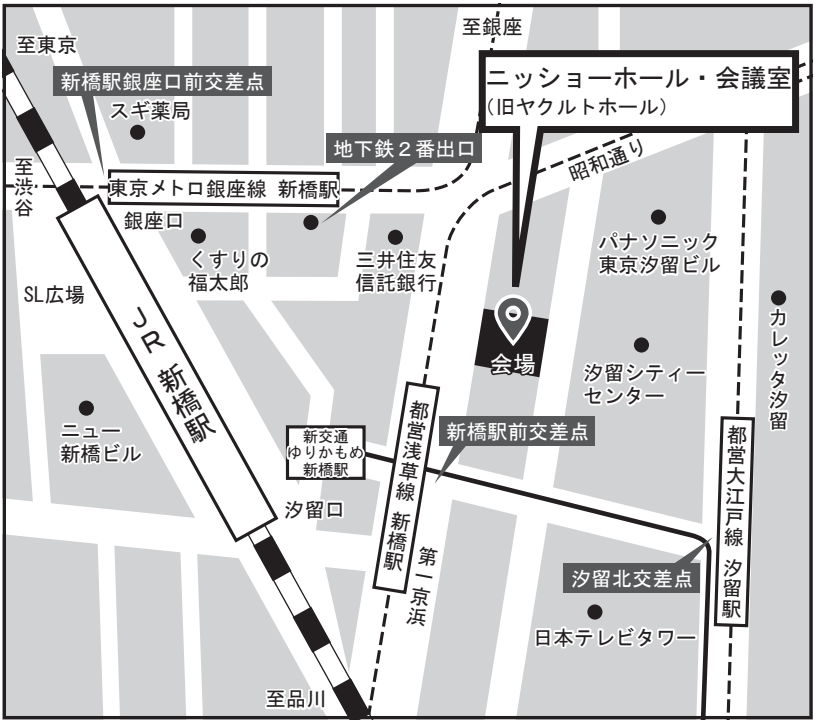

会場が前回と異なっておりますので、
お間違えのないようご注意ください。

≪交通アクセス≫
ＪＲ 新橋駅 「銀座口」より徒歩３分
都営地下鉄浅草線 新橋駅 「汐留１番出口」より徒歩１分
都営地下鉄大江戸線 汐留駅 徒歩５分
東京メトロ銀座線 新橋駅「２番出口」より徒歩２分
新交通 ゆりかもめ 新橋駅「１Ｃ出口」徒歩３分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年よりも規模を縮小し、簡素化した形式で開催させて頂きます。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席頂けない株主様との公平性等を勘案し、配布しないこととさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。